

軽自動車税減免対象区分表（自動車税に準ずる）

1.身体障害者手帳

障がいの区分		対象となる障がいの程度	
		本人運転の場合	家族運転の場合等
1	視覚障がい	2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4（H30.6.30以前に認定を受けられた方は、2級の2及び3級の2）	1級～3級及び4級の1
2	聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級
	平衡機能の障がい	3級	3級
3	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級	3級
4	上肢機能の障がい	1級及び2級	1級及び2級
	下肢機能の障がい	1級～6級	1級～4級
	体幹機能の障がい	1級～3級及び5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい 1級及び2級	1級及び2級
		下肢機能障がい 1級～6級	1級～4級
5	心臓機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
	じん臓機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
	肝臓機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
	呼吸器機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
	ぼうこう又は直腸機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
	小腸機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
6	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級

2.療育手帳

障がいの区分		対象となる障がいの程度	
		本人運転の場合	家族運転の場合等
	知的障がい	A A1 A2 A3 及び B1	A A1 A2 A3 及び B1

3.戦傷病者手帳

障がいの区分		対象となる障がいの程度	
		本人運転の場合	家族運転の場合等
1	視覚障がい	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
2	聴覚障がい	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	平衡機能の障がい	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
3	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	特別項症～第2項症	特別項症～第2項症
4	上肢機能の障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下肢機能の障がい	特別項症～第6項症及び第1款～第3款	特別項症～第3項症
	体幹機能の障がい	特別項症～第6項症及び第1款～第3款	特別項症～第4項症
5	心臓機能障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	じん臓機能障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	肝臓機能障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	呼吸器機能障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	小腸機能障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症

4.精神障害者保健福祉手帳

障がいの区分		対象となる障がいの程度	
		本人運転の場合	家族運転の場合等
	精神障がい	1級	1級